

## 情報公開制度運用状況の公表

小城市情報公開条例第35条に基づき、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表することとしています。

### 1 実施機関別公開請求・公開申出状況

(単位：件)

実施機関		平成23年度					
		公開請求		公開申出		計	
		件数	公文書数	件数	公文書数	件数	公文書数
市長	総務部						
	市民部	1	1			1	1
	福祉部						
	産業部						
	建設部	1	2			1	2
	会計局						
	水道						
	市民病院	4	4			4	4
議会							
教育委員会		1	1			1	1
選挙管理委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		7	8			7	8

(注) 「公開請求」の対象となる公文書は、条例の施行日(平成17年3月1日)以降に作成され、又は取得した公文書で、「公開申出」の対象となる公文書は、条例の施行日以前に作成され、又は取得した公文書です。

### 2 実施機関別公開決定等の状況

(単位：件)

実施機関		公開請求等の状況 (公文書数)	処理状況				
			公開	部分公開	非公開	(うち公文書 不存在による 非公開)	取下げ
市長	総務部						
	市民部	1		1			
	福祉部						
	産業部						
	建設部	2	2				
	会計局						
	水道						
	市民病院	4	4				
議会							
教育委員会		1	1				
選挙管理委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		8	7	1			

### 3 部分公開及び非公開の決定理由別内訳

(単位：件)

区分	部分公開及び非公開 決定件数	決定理由							公文書不 存在
		7条1号 る個人 情報に 関す	7条2号 情法人 等に関 する	7条3号 関公 共の安 全等に 関す	7条4号 関意 思形成 過程に 関す	7条5号 る事 務事業 に関す	7条6号 法令 秘情報	10条 関公文 書の存 否に 関す	
部分公開	1	1							
非公開									

(注) 部分公開及び非公開の決定理由は、1件の決定について複数の場合があります。

### 4 不服申立ての件数及びその処理状況

公開決定等に対する不服申立てはありませんでした。